

【医療保険】

医療保険制度による利用料の負担割合は、各種保険の規定による自己負担分。

		基本料金	自己負担
基本療養費Ⅰ	週3日まで1回につき	5,550円	各種保険の規定
	週4日目以降1回につき	6,550円	各種保険の規定
基本療養費Ⅱ (同一日に2人)	週3日まで1回につき	5,550円	各種保険の規定
	週4日目以降1回につき	6,550円	各種保険の規定
基本療養費Ⅱ (同一日に3人)	週3日まで1回につき	2,780円	各種保険の規定
	週4日目以降1回につき	3,280円	各種保険の規定
管理療養費	月の初日	7,670円	各種保険の規定
	月の2日目以降1日につき 1	3,000円	各種保険の規定
	月の2日目以降1日につき 2	2,500円	各種保険の規定
24時間対応体制加算 1月につき		6,520円	各種保険の規定
特別管理加算 *②③④⑤	1月につき	2,500円	各種保険の規定
	*① 1月につき	5,000円	
早朝・夜間加算 (6時～8時・18時～22時)		2,100円	各種保険の規定
深夜加算 (22時～6時まで)		4,200円	各種保険の規定
ターミナルケア加算 ターミナル計画・支援を行い、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ケアを行った場合(退院当日の訪問も含む)		25,000円	各種保険の規定
難病等複数回訪問加算 *厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、又は特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対し必要に応じて訪問した場合 1日に2回 同一建物内 1人又は2人 1日に3回以上 同一建物内 1人又は2人 1日に2回 同一建物内 3人以上 1日に3回以上 同一建物内 3人以上		4,500円/回 8,000円/回 4,000円/回 7,200円/回	各種保険の規定
※長時間訪問看護加算 (90分以上の場合/1週間に1回)		5,200円	各種保険の規定
外泊時の訪問看護加算		8,500円	各種保険の規定
複数名訪問看護加算 (週1日まで) 看護師、理学療法士等と同時に指定訪問看護を行う場合 同一建物内 1人又は2人 同一建物内 3人以上		4,500円 4,000円	各種保険の規定
複数名訪問看護加算 (週3日まで) *厚生労働大臣が定める場合を除く、特別訪問看護指示期間以外 看護師、理学療法士等又は看護補助者とともに指定訪問看護を行う場合 同一建物内 1人又は2人 同一建物内 3人以上		3,000円 2,700円	各種保険の規定

複数名訪問看護加算（制限なし） <b>*厚生労働大臣が定める場合に限る、特別訪問看護指示期間</b> 看護師、理学療法士等又は看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合 1日に1回 同一建物内 1人又は2人 1日に2回 同一建物内 1人又は2人 1日に3回以上 同一建物内 1人又は2人 1日に1回 同一建物内 3人以上 1日に2回 同一建物内 3人以上 1日に3回以上 同一建物内 3人以上	3,000円 6,000円 10,000円 2,700円 5,400円 9,000円	各種保険の規定
緊急訪問看護加算（月14日目まで）1日1回 （月15日目から）1日1回	2,650円 2,000円	各種保険の規定
乳幼児加算 別に厚生労働大臣が定める者に該当 上記以外	1,800円 1,500円	各種保険の規定
退院時共同指導加算 退院時共同指導加算 特別管理指導加算*①②③④⑤	8,000円 2,000円	各種保険の規定
退院支援指導加算 退院当日に主治医の指示で訪問、療養上の指導を行った場合  厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合(90分以上)	6,000円 8,000円	各種保険の規定
在宅患者連携指導加算（月1回）	3,000円	各種保険の規定
在宅患者緊急時等ケアフェリス加算(月2回まで)	2,000円	各種保険の規定
訪問看護情報提供療養費	1,500円	各種保険の規定
障害者医療証をお持ちの方	500円	
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50円	

		基本料金	自己負担
精神科 基本療養費 I	週3日まで30分以上	5,550円	各種保険の規定
	週3日まで30分未満	4,250円	各種保険の規定
	週4日目以降30分以上	6,550円	各種保険の規定
	週4日目以降30分未満	5,100円	各種保険の規定
精神科 基本療養費 III(同 一日に2人)	週3日まで30分以上	5,550円	各種保険の規定
	週3日まで30分未満	4,250円	各種保険の規定
	週4日目以降30分以上	6,550円	各種保険の規定
	週4日目以降30分未満	5,100円	各種保険の規定
精神科 基本療養費 III(同 一日に3人)	週3日まで30分以上	2,780円	各種保険の規定
	週3日まで30分未満	2,130円	各種保険の規定
	週4日目以降30分以上	3,280円	各種保険の規定
	週4日目以降30分未満	2,550円	各種保険の規定

**\*厚生労働大臣が定める状態の内容（特別な管理を要する内容）**

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。  
気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態。
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者。
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している者。
- ④ 真皮を越える褥瘡の状態。
- ⑤ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者。

**※【厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者】**

在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に規定する長時間の訪問を要する者

- ・人工呼吸器を使用している状態にある者
- ・長時間の訪問看護を必要とする 18 歳未満の超重症児又は準超重症児（週 3 回可）
- ・特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ・特別な管理を必要とする者 \*①②③④⑤